

神奈川県行政書士会  
会長 田後隆二様

ワイズ公共データシステム株式会社  
代表取締役 松村 消

**緊急事態宣言等が発令されても  
電子申請に移行することで分析申請・受け取りは完全継続できます  
～ ワイズ公共データシステム 経営状況分析申請 BCP 対策のお願い ～**

平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症によりに罹患された方々に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早くのご快復を心よりお祈り申し上げます。

さて、今後新型コロナウイルス感染がさらに拡大した場合、国から緊急事態宣言が発令される可能性が高く、外出制限等の措置が取られた際には、経営状況分析申請等に必要な郵送物発送や受け取りが困難となることが予想されます。

緊急事態宣言が発令された場合は、申請受付自体が一時停止になることが考えられますが、建設業者・行政書士先生にとって経営状況分析申請と、結果通知書の受け取りは重要業務の1つになると思われま

そこで、現在郵送にて経営状況分析のご申請をいただいている会員様には、外出禁止等の措置が取られた場合の BCP(事業継続計画)課題の一つとして、極力早期に電子申請へ移行するようにお願いいたします。

電子申請を利用することで、外出禁止の措置等がとられた場合でも、外出することなく申請し、各種感染状況に対応した確実な方法で受け取りが可能になります。ワイズ公共データシステムではすでに申請の8割以上が電子申請です。

また、電子申請でいただいた場合は、全国4箇所の分析センターが分担して分析を行うことができます。弊社では分析センター全4箇所で外出禁止等の措置が取られるような緊急事態でも、在宅ワークによりご申請の受付や、結果通知書の発送が可能な体制を構築済みです。

(※本店所在地は、政府専門家会議の3区分のうち最も低い「感染未確認地域」とされ、県の懇談会が示す4区分でも最も低いレベル1(域内発生早期)とされています。4/2 現在)

電子申請への移行をお考えの会員様には、弊社サポートセンターにて、電話・リモート接続等で丁寧に対応いたします。世界全体がWEB活用の業務スタイルに移行している昨今、会員の皆様の電子申請・BCP体制への移行を重ねてお願い申し上げます。

電子申請に関する問い合わせ先 ワイズサポートセンター  
TEL 026-266-0792(平日 9:30~16:00) メール info@wise-pds.jp (24時間受付)